

# ビリングステーション利用規約

## 第一章 総則

**第1条(規約の適用)** ビリングステーション利用規約(以下「本規約」といいます。)は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するビリングステーション(以下「本サービス」といいます。)の利用について定めるものです。

### 第2条(定義)

- (1)「本規約」とは、ビリングステーション利用規約をいいます。
- (2)「NTT東日本」とは、東日本電信電話株式会社をいいます。
- (3)「NTT西日本」とは、西日本電信電話株式会社をいいます。
- (4)「NTTドコモ」とは、株式会社NTTドコモをいいます。
- (5)「利用契約」とは、第5条に従い成立する、本規約を内容とする契約のことをいいます。
- (6)「利用者」とは、「利用契約」を当社との間で締結している者をいいます。
- (7)「ID」とは、当社が利用者に付与する英字及び数字の組み合わせであって、利用者を識別するものをいいます。
- (8)「ビリングステーション」とは、利用者が、当社及びNTT東日本、NTT西日本、NTTドコモの、料金明細、通話明細、及び電話番号別ご利用内訳(ホスト課金内訳書)のデータを、当社が定める方式で自らダウンロード、集計・分析するために、当社がインターネットを通じて提供するサービスです。
- (9)「ご利用料金管理サービス」とは、NTTドコモが、料金明細及び通話明細のデータをインターネットを通じてオンラインで提供するサービスです。
- (10)「磁気媒体」とは、当社及びNTT東日本、NTT西日本、NTTドコモが、その利用者に提供する料金明細、通話明細、電話番号別ご利用内訳(ホスト課金内訳書)のデータを記録したCD-ROMをいいます。

**第3条(本規約の適用範囲)** 本規約は、利用者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため、必要に応じて利用者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

**第4条(本規約の変更)** 当社は、利用者の承諾なく、本規約を変更できるものとします。

2. 本規約の変更は、第24条(利用者に対する通知)に従い、利用者に通知をした時をもって効力を生じるものとします。

## 第二章 利用の申込み

**第5条(利用の申込み・承諾)** 本サービスの利用を希望する者は、当社が指定する申込書に必要事項を記入のうえ、当社に申込みものとします。

2. 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。承

諾については、当社が別に定める場合を除いて 1IDの発行・通知をもって行うものとし、通知した日を本サービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)とします。

- (1) 利用申込書等に虚偽の事項を記載又は記入もれがない場合、又は添付書類に不備がない場合。
  - (2) 当社が別に定める利用条件に照らし、当社が申込み内容について審査・手続き等を行ったうえで、当該利用申込みを承諾することが適当と判断したとき。
  - (3) 本サービスの利用者が本サービスにかかる料金について支払うことを現に怠り又は怠るおそれのないとき。
  - (4) その他本サービスを提供することについて当社の業務の遂行上支障がないと当社が判断したとき。
3. 前項の規定に従い当社が申込みを承諾した時に、利用者と当社との間で、本規約の規定を内容とする契約(以下「利用契約」といいます。)が成立するものとします。
4. 当社への利用申込みにあたり、利用者は以下の事項を承諾することとします。
- (1) 利用者がNTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモ(又は各社)から提供を受ける磁気媒体を、当社が代わって提供を受け、これを本サービスの目的のために利用すること。
  - (2) 本サービスで扱えるNTT東日本及びNTT西日本のデータは、「番号別明細内訳」「通話明細内訳」及び「電話番号別ご利用内訳(ホスト課金内訳書)」データのみであり、左記以外の明細等データについては、集計等の対象外(以下、「集計等対象外データ」といいます。)である。したがって、本サービスの利用を希望する者がNTT東日本若しくはNTT西日本より集計対象外データの送付を受けている場合には、利用開始日以降の当該データの廃止依頼を当社よりNTT東日本若しくはNTT西日本に行うこと。
  - (3) 前号に定める集計等対象外データが、誤って当社に送付された場合には、当社はそのデータを破棄するものとし、それに伴う損害等については、当社は一切責任を負わないこととします。
  - (4) 当社がNTTドコモの「ご利用料金管理サービス」にかかる利用者のユーザーID及びパスワード等を利用して料金明細及び通話明細データを取得し、これを本サービスの目的のために利用すること。
  - (5) NTT東日本若しくはNTT西日本から送付される磁気媒体について、当社が、第 9 条に定める保存期間経過後に、利用者への事前の通知なく廃棄すること。
  - (6) 利用者と、NTT東日本・NTT西日本との間の磁気媒体発行に関わる契約の有無、内容及び磁気媒体を特定するために必要なIDなどの番号を、当社が本サービスを運用するために必要な範囲で、NTT東日本・NTT西日本に直接確認すること。
  - (7) 第 15 条の規定に基づき、利用者が、NTT東日本・NTT西日本に提出する磁気媒体発行・磁気媒体送付先変更などの申込書を、当社が取り次ぎ、その内容を確認する場合があること。

**第 6 条(変更の届出)** 利用者は、氏名、住所等、利用申込みの際に当社に届け出た内容に変更が生じる場合は、当該変更前にその旨を当社所定の書面等の手段により、当社に提出するものとします。

### 第三章 本サービスの内容及び料金

**第 7 条(本サービスの内容)** 本サービスの内容は下記の通りとします。

- (1) 当社が、利用者に代わってその利用者にかかる磁気媒体をNTT東日本、NTT西日本、及びNTTドコモから受領します。
- (2) 当社が、利用者に代わってNTTドコモの「ご利用料金管理サービス」にアクセスすることにより、その利用者にかかるNTTドコモ(又は各社)の利用明細及び通話明細データを取得します。

(3)上記(1)(2)とその利用者にかかる当社の「料金明細」、「通話明細」および「電話番号別ご利用内訳(ホスト課金内訳書)」データを元に、当社の定める形式にデータを加工します。

(4)上記(3)のデータを利用者専用のサーバ領域に記録します。

(5)以上により、利用者がインターネットを通じて当該サーバ領域にアクセスすることにより当該データを取得し、自ら集計、分析することを可能にします。

2. なお、データの保存期間は、第9条の定めによるものとします。

3. 当社は、利用者の承諾及び事前の通知なく、本サービスの内容を変更できるものとします。

**第8条(利用料金の支払い義務)** 本サービスの料金については、本規約の料金表に規定する利用料金とします。

2. 利用者は、利用開始日の翌月1日から、利用契約が終了した月の月末までの期間について、料金の支払いを要するものとします。ただし、当社が別に定める場合を除きます。

3. 前項の期間において、当社の責めによらない理由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、料金の支払いを要します。ただし、当社の責めによる理由による場合は、この限りではありません。

4. 当社は、1項に定める料金を、当社が別に定める方法で請求するものとし、利用者は、料金および当該料金に対する消費税相当額を、当該請求に基づき当社に支払うものとします。

5. 支払い期限、延滞利息については、当社電話等サービス契約約款の規定に準じることとします。

6. 暦月の途中で解約があった場合でも既にお支払いいただいた料金の返還はしません。

7. 暦月の途中で解約があった場合でも、その暦月の月末までの期間につき、料金の支払いを要することとします。また、暦月の途中で契約内容を変更した場合、月末時点の契約内容を基準に料金を適用します。

8. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

**第9条(データの保存期間)** 当社は、本サービスにより提供する利用者の料金明細、通話明細、電話番号別ご利用内訳(ホスト課金内訳書)の電子データが、当社が料金表に定める保存期間を超えた場合、その保存期間を超えた部分について、利用者の承諾を得ることなく消去できるものとします。

2. 前項の規定により消去する電子データの単位は、電話等サービス契約約款に規定する料金月ごととします。

#### 第四章 利用者の責任

**第10条(本サービスの利用)** 利用者は、本規約の条項および当社の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって、当社が提供する本サービスを利用するものとします。

**第11条(通信機器等)** 利用者は、自己の責任と費用負担において、本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器、電源、設置スペース、通信回線、インターネットプロバイダとの契約その他の利用環境(以下、「利用者のネットワーク設備等」といいます。)を整え、維持管理を行うものとします。

**第12条(ID・パスワードの管理責任)** 利用者は、本サービスの利用にあたり、ID及び利用者が自ら設定するパスワードを使用するものとします。

2. 利用者は、ID及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、その使用上の誤り又は第三者による不正使用等により損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 利用者は、ID及びパスワードの盗難又は第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社

に連絡するものとし、その場合において、当社から指示があるときはそれに従うものとし、

4. 利用者がID又はパスワードを失念した場合、本サービスを利用できなくなることがあります。
5. 利用契約の終了により、利用者のID及びパスワードは失効するものとし、
6. 本サービスのセキュリティ向上のため、当社がID及びパスワード以外の技術的手段を採用した場合、同手段にも本条の規定が適用されるものとし、

**第13条(利用者の禁止行為)** 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしないものとし、

- (1) 公序良俗又は法令に違反する行為
- (2) 他人の、財産権、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害し、又は他人に迷惑・不利益等を与える行為
- (3) 本サービスを提供するために必要な当社のシステムに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
- (4) 本サービスにとって有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (5) 本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
- (6) 本サービスの運営に支障をきたす恐れのある行為
- (7) 当社が提供する本サービスの内容を構成するプログラム等について、分解、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBルすること、又はその派生製品を製作すること。
- (8) (1)より(7)に定める行為を第三者に行わせる行為
- (9) その他、当社が不適切と判断する行為

**第14条(利用者の協力義務)** 当社は、利用者に対し、本サービスの利用に関する情報(アンケート調査を含みます。)\*資料等の提供を求めることができるものとし、

**第15条(当社以外の者との契約及び当社へのID、パスワード等の開示)** 利用者は、本サービスの利用のために「NTT東日本」、「NTT西日本」及び「NTTドコモ」との間で必要となる以下の契約について自らが行うものとし、本サービスの利用開始日以前又は利用開始以後速やかに行うものとし、

- (1) 磁気媒体発行に関わる契約及び磁気媒体送付先を弊社指定の場所とする契約
  - (2) NTTドコモの「ご利用料金管理サービス」の利用契約
  - (3) その他本サービスの利用に必要な契約
2. 利用者は、前(1)項の契約により発行される以下のID、パスワードなどの情報を当社に開示するものとし、
- (1) NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモが発行する磁気媒体を特定するために必要なIDなどの番号
  - (2) NTTドコモの「ご利用料金管理サービス」のユーザーID及びパスワード
  - (3) その他、本サービスの運用に必要なID、パスワードなど

**第16条(利用者情報の取扱い)** 当社は、本サービスの提供又は利用者本人の確認のため、氏名若しくは名称、住所、連絡先電話番号その他利用者に関する情報を利用できるものとし、

2. 当社は、前項の情報およびその他の利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合には、一切の責任を負うことなく、第三者に開示又は提供できるものとし、
- (1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合
  - (2) 開示又は提供につき、利用者の同意を得た場合
  - (3) 利用者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合

(4)利用者に対する本サービスの提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合

(5)その他、本サービスの運営に必要な場合

3. 当社は、更に、利用者に関する情報や本サービスの利用状況等を集計・分析し、利用者が特定できない資料とした上で、当社の業務の参考とし、また業務提携先に提供することができるものとします。

**第 17 条(利用者の損害賠償義務)** 本サービスの利用に関して、利用者の責に帰すべき事由により本サービスの専用サイト等が滅失、毀損する等、当社に損害が発生したときは、当社は利用者に対しその損害賠償を請求できるものとします。

2. 利用者が本サービスを利用した結果、当社と第三者との間で紛争又は損害賠償請求が発生した場合、当該紛争又は損害賠償請求は、利用者の責任と負担において解決するものとします。

## 第五章 当社の責任

**第 18 条(業務委託)** 当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部又は全部を、第三者に委託することができます。

**第 19 条(免責事項)** 当社は、本規約に別に定める場合を除き、利用者が本サービスを利用した結果、又は本規約の定めに従って当社が行った行為の結果、利用者又は第三者に生じた紛争又は損害について、その原因の如何を問わず、一切の責任を負いません。

2. 当社は、本サービスの専用サイトの利用にあたり、ハッキングその他の不正アクセスにより利用者に被害が生じることのないよう、ファイヤウォールその他の当社が合理的であると判断する措置を講じます。これらの措置にも関わらず、不正アクセスが行われ、利用者に損害が生じた場合には、原因の如何を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスが、他人の権利を侵害しないこと、いかなる端末機器でも利用できること、利用者の利用目的に適切又は有用であること、利用者の期待通りの品質を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、本サービスをご利用のコンピュータ端末及び当該コンピュータ端末にインストールされている他のソフトウェアに悪影響を及ぼさないこと、その他なんらの保証をするものではありません。
4. 当社は、磁気媒体を受領した後これを管理することとし、当社の責めによらない破損・紛失等については、一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、本サービスの停止・遅延等により利用者に損害が生じたとしても、当社の責による原因によるものでない限り、一切の責任を負わないこととします。
6. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本規約の定め違反して、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、通常の直接損害の範囲で、かつ、当該損害の原因となったサービスの月額料金の限度でのみ責任を負うものとします。但し、当社の故意・重過失の場合は本項の賠償責任の限定は適用されないものとします。
7. 当社以外の磁気媒体及びNTTドコモの「ご利用料金管理サービス」を通じて当社が入手した情報の誤りにより、利用者又は第三者に損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. NTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモの料金明細及び通話明細等に関する情報を当社の専用サイトに掲載する場合がありますが、その情報の内容については当社は一切の責任を負わないものとします。
9. 契約者は、契約者が本サービスに係る当社の設備に登録又は保存したデータ等を、自らの責任でバックア

ップとして保存するものとします。

10. 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するとき(契約者が料金表に規定するプラン又はメニューを廃止するときを含みます。)には、前項に規定するデータ等を、自己の責任と費用負担において、必要に応じて退避するものとします。

## 第六章 サービスの停止・終了

**第 20 条(利用者による利用契約の解除)** 利用者から当社が指定する書面での申請があった場合、利用契約を終了するものとします。ただし、利用契約終了の申込みは、終了希望日の 30 日前までに行うものとします。

2. 当社は、利用契約が終了したときは、当社から提供したID等の削除を行うこととします。

3. 利用契約終了時において、利用者が当社に対して本規約に基づく債務を有する場合には、利用者は直ちに当該債務を履行するものとします。

**第 21 条(利用中止)** 当社は、次の事由が生じた場合、利用者に対して事前に又は緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

(1) 停電、火災、地震、その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合

(2) 当社以外の者の責に帰すべき事由により、本サービス提供が困難となった場合

(3) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合

(4) その他、本サービスの運用上又は技術上必要と、当社が判断する場合

**第 22 条(利用停止及び利用契約の解除)** 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部又は一部の利用を停止又は利用契約を解除できるものとします。

(1) 当社が請求する料金及び消費税相当額が支払約定期間内(第 8 条の規定により送付する請求書に記載されている期限内)に支払われず、未払による利用停止通知を行ってもなお支払われない場合

(2) 第 5 条に基づき別途定められた承諾条件に適合していないことを利用契約締結後当社が知り得た場合

(3) 当社が利用契約を継続し難いと判断した場合

(4) ダウンロード可能なデータがおよび本サービスの利用実績が、データを照会した日の属する料金月の前料金月から 6 ヶ月以上確認されない場合。なお、この場合、当社は第 24 条に従い、事前に利用者へ通知を行った上で利用停止を行うものとし、利用停止後、2 ヶ月経過しても契約者から本サービスの利用につき、当社に対し何らの連絡がない場合は、当該期間の満了をもって、当社は本サービスの利用契約を解除するものとします。

(5) 本サービスの運営を妨害し、又は当社の名誉信用を毀損した場合

(6) その他、本規約に規定する内容に反する場合

**第 23 条(本サービスの終了)** 当社は、必要と認めた場合、利用者に対して事前に通知した上で、本サービスの一部又は全部の提供を終了することができます。

## 第七章 その他

**第 24 条(利用者に対する通知)** 利用者に対する通知は、当社の判断により、以下の何れかの方法で行うことができるものとします。

(1) 利用者が当社に届け出ている利用者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信。この場合は、利

用者の電子メールアドレスへ当社が送信した時をもって、利用者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 当社のWebサイト上への掲載。この場合は、掲載された時をもって、利用者に対して通知が完了したものとみなします。

(3) 利用者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達ときをもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時を以って、当該通知が完了したものとみなします。

2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、当社から利用者に対する通知は、前項(1)又は(2)の手続により書面に代えることができるものとします。

**第 25 条(当社の知的所有権)** 本サービスの提供に際し当社が利用者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、本サービスの機能仕様書、取扱マニュアル等を含む)に関する一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)及び著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいう)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

**第 26 条(問題解決)** 本規約又は本サービスについて、疑義が生じた場合、もしくは本規約に定めのない事項については、利用者・当社双方で協議の上解決に努力するものとします。

**第 27 条(管轄裁判所)** 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第 28 条(残存条項)** 本契約の規定に定める利用者・当社の双方の権利および義務は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

## 料金表

**通則** この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)は、税抜価格とし、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。この利用規約において料金表以外についても同様とします。

### 第1表 ダウンロードプランに関する料金

#### 1-1 適用

区分	内容
定義	ダウンロードプランとは、当社のデータを照会した日の属する料金月の前料金月から過去3ヶ月分のデータを限度としてダウンロードできる機能を提供するサービスをいいます。

#### 1-2 料金額

区分	単位	料金額
ダウンロードプランに関する設定料	1-1の適用ごと	無料
ダウンロードプランに関する月額利用料	1-1の適用ごと毎月	無料

### 第2表 スタンダードプランに関する料金

#### 2-1 適用

区分	内容
定義	スタンダードプランとは、カスタマイズレポート、ダイヤル通話履歴及び統計レポートを使用して、データの集計・分析を行い、分析結果を、データを照会した日の属する料金月の前料金月から料金明細については過去13ヶ月、通話明細については過去4ヶ月間照会できる機能を提供するサービスをいいます。 但し、当社が別に定める料金割引サービスを契約している場合、若しくは当社が別に定める条件を満たす場合には、2-2の料金額は適用しません。

#### 2-2 料金額

区分	単位	料金額
スタンダードプランに関する設定料	2-1の適用ごと	30,000円(32,400円)
スタンダードプランに関する月額利用料	2-1の適用ごと毎月	無料

### 第3表 料金明細の追加オプションに関する料金

#### 3-1 適用

区分	内容
定義	<ul style="list-style-type: none"><li>・追加オプションとは、料金明細および電話番号別ご利用内訳(ホスト課金内訳書)のデータを、データを照会した日の属する料金月の前料金月から過去 25 ヶ月(スタンダードプランの照会期間+追加 12 ヶ月間)分照会できる機能を提供とするサービスをいいます。</li><li>・25 ヶ月以上の提供期間の可否については、当社が個別に判断し、その料金額は、3-2 の料金額に準じて算出します。</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・スタンダードプランのみお申込みがいただけます。</li><li>・通話明細については、提供はありません。</li><li>・本オプションの照会期間が適用開始となる 14 ヶ月目より課金開始します。</li></ul>

#### 3-2 料金額

区分	単位	料金額
料金明細の追加オプションに関する設定料	3-1 の適用ごと	無料
料金明細の追加オプションに関する月額利用料	3-1 の適用ごと 毎月	1,000 円(1,080 円)

### 第4表 事務手数料に関する料金

#### 4-1 適用

区分	内容
定義	スタンダードプランに、料金明細の追加オプションを追加する場合、処理手続き費用を頂きます。 ただし、当社が別に定める料金割引サービスを契約している場合、当社が別に定める条件を満たす場合には、4-2 の料金額は適用しません。

#### 4-2 料金額

区分	単位	料金額
事務手数料に関する設定料	4-1 の適用ごと	1,000 円(1,080 円)
事務手数料に関する月額利用料	4-1 の適用ごと毎月	無料

## 第5表 組織設定代行に関する料金

### 5-1 適用

区 分	内 容
定 義	組織設定代行とは、回線の組織設定登録を、当社が代行して行うサービスをいいます。 但し、回線数は1,000回線までとします。1,000回線以上の登録については、提供の可否及び料金額について当社が個別に判断することとします。
備 考	・申込み受付後、登録内容の変更が発生した場合、新たな申込といたします。

### 5-2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
事務手数料に関する設定料	5-1の適用ごと	5,000円(5,400円)
事務手数料に関する月額利用料	5-1の適用ごと毎月	無料

附 則(平成 25 年 9 月 26 日 VVサ第 300442 号)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 25 年 11 月 22 日 VVサ第 300590 号)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 19 日 VVサ第 300973 号)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 9 月 7 日 一営ビ第 81981 号)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 12 日から実施します。